

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">源泉所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）</p> <p>第1 徴収基準 （隠ぺい又は仮装に該当する場合）</p> <p>1 （省略）</p> <p>（帳簿書類の範囲）</p> <p>2 「1」の帳簿書類とは、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収又は納付に関する一切のものをいうのであるから、会計帳簿、原始記録、証ひょう書類その他会計に関する帳簿書類のほか、次に掲げるような帳簿書類を含むことに留意する。</p> <p>(1) 給与所得及び退職所得に対する源泉徴収簿その他源泉所得税及び復興特別所得税の徴収に関する備付帳簿</p> <p>(2) 株主総会・取締役会等の議事録、報酬・料金等に係る契約書、給与等の支給規則、出勤簿、出張・超過勤務・宿日直等の命令簿又は事績簿、社会保険事務所、労働基準監督署又は地方公共団体等の官公署に対する申請又は届出等に関する書類その他の帳簿書類のうち、源泉所得税及び復興特別所得税の税額計算の基礎資料となるもの</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) 給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の保険料控除申告書、退職所得の受給に関する申告書、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄申込書、配当所得の源泉分離課税の選択申告書、年末調整による過納額還付請求書、租税条約に関する届出書その他源泉所得税及び復興特別所得税を徴収される者が法令の規定に基づいて提出し又は提示する書類</p> <p>（源泉徴収義務者が直接不正に関与していない場合の取扱い）</p> <p>3 不正事実は、源泉徴収義務者に係るものに限られるのであるから、例えば、源泉所得税及び復興特別所得税を徴収される者に係る不正の事実で、源泉徴収義務者が直接関与していないものは、不正事実に該当しないことに留意する。</p> <p>（認定賞与等に対する重加算税の取扱い）</p> <p>4 源泉所得税及び復興特別所得税が法定納期限までに完納されなかったことが不正事実に基づいている限り、重加算税の対象となる。</p> <p>ただし、法人税について重加算税が賦課される場合において、法人税の所得金額の計算上損金の額に算入されない役員又は使用人の賞与、報酬、給与若しくは退職給与と認められるもの又は配当等として支出したと認められるもの（以下「認定賞与等」という。）の金額が当該重加算税の計算の基礎とされているときは、原則として、当該基礎とされ</p>	<p style="text-align: center;">源泉所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）</p> <p>第1 徴収基準 （隠ぺい又は仮装に該当する場合）</p> <p>1 （同左）</p> <p>（帳簿書類の範囲）</p> <p>2 「1」の帳簿書類とは、源泉所得税の徴収又は納付に関する一切のものをいうのであるから、会計帳簿、原始記録、証ひょう書類その他会計に関する帳簿書類のほか、次に掲げるような帳簿書類を含むことに留意する。</p> <p>(1) 給与所得及び退職所得に対する源泉徴収簿その他源泉所得税の徴収に関する備付帳簿</p> <p>(2) 株主総会・取締役会等の議事録、報酬・料金等に係る契約書、給与等の支給規則、出勤簿、出張・超過勤務・宿日直等の命令簿又は事績簿、社会保険事務所、労働基準監督署又は地方公共団体等の官公署に対する申請又は届出等に関する書類その他の帳簿書類のうち、源泉所得税の税額計算の基礎資料となるもの</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) 給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の保険料控除申告書、退職所得の受給に関する申告書、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄申込書、配当所得の源泉分離課税の選択申告書、年末調整による過納額還付請求書、租税条約に関する届出書その他源泉所得税を徴収される者が法令の規定に基づいて提出し又は提示する書類</p> <p>（源泉徴収義務者が直接不正に関与していない場合の取扱い）</p> <p>3 不正事実は、源泉徴収義務者に係るものに限られるのであるから、例えば、源泉所得税を徴収される者に係る不正の事実で、源泉徴収義務者が直接関与していないものは、不正事実に該当しないことに留意する。</p> <p>（認定賞与等に対する重加算税の取扱い）</p> <p>4 源泉所得税が法定納期限までに完納されなかったことが不正事実に基づいている限り、重加算税の対象となる。</p> <p>ただし、法人税について重加算税が賦課される場合において、法人税の所得金額の計算上損金の額に算入されない役員又は使用人の賞与、報酬、給与若しくは退職給与と認められるもの又は配当等として支出したと認められるもの（以下「認定賞与等」という。）の金額が当該重加算税の計算の基礎とされているときは、原則として、当該基礎とされ</p>

改正後	改正前
<p>ている認定賞与等の金額のうち、当該重加算税の対象とされる所得の金額に達するまでの認定賞与等の金額については、源泉所得税及び復興特別所得税の重加算税の対象として取り扱わない。</p> <p>(注) 当該認定賞与等の金額のうち、法人税の重加算税の対象とされる所得の金額に達するまでの金額は、事業年度首から順に成っているものとして取り扱う。</p> <p>第2 重加算税の計算 (重加算税額算出の基礎となるべき源泉所得税及び復興特別所得税の税額の計算)</p> <p>5 源泉所得税及び復興特別所得税が納付漏れとなった給与等又は退職手当等の金額のうち、不正事実に係るものとその他のものがある場合には、重加算税の基礎となる税額は、当該不正事実に係るものをその他のものに上積みして計算した場合の当該不正事実に係るものに対応する増差税額によることに留意する。</p>	<p>ている認定賞与等の金額のうち、当該重加算税の対象とされる所得の金額に達するまでの認定賞与等の金額については、源泉所得税の重加算税の対象として取り扱わない。</p> <p>(注) 当該認定賞与等の金額のうち、法人税の重加算税の対象とされる所得の金額に達するまでの金額は、事業年度首から順に成っているものとして取り扱う。</p> <p>第2 重加算税の計算 (重加算税額算出の基礎となるべき源泉所得税額の計算)</p> <p>5 源泉所得税が納付漏れとなった給与等又は退職手当等の金額のうち、不正事実に係るものとその他のものがある場合には、重加算税の基礎となる税額は、当該不正事実に係るものをその他のものに上積みして計算した場合の当該不正事実に係るものに対応する増差税額によることに留意する。</p>